

【林野火災注意報・林野火災警報について】

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、発令区域内における「火の使用の制限」について努力義務を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上、危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、発令区域内における「火の使用の制限」について義務を課すこととなります。

【林野火災注意報・林野火災警報の発令基準について】

◎林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間中、次のいずれかの条件に該当した場合。

- (1)前3日間の合計降水量が1 mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30 mm以下
- (2)前3日間の合計降水量が1 mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

◎林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間中、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表

【林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合の「火の使用の制限」について】

火災予防条例第29条の規定により、次の「火の使用の制限」が課せられます。

- (1)山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2)煙火を消費しないこと。
- (3)屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4)屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5)山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- (6)残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

【林野火災注意報・林野火災警報発令時の「火の使用の制限」に従わなかった場合について】

林野火災注意報は、強い制限・罰則の伴わない努力義務を課すものとなっていますが、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

【林野火災注意報・林野火災警報発令状況の確認について】

発令状況については、次の方法により確認できます。

- (1)須賀川地方広域消防組合ホームページ
- (2)災害情報案内（0248-76-8181）
- (3)最寄り消防署への電話による問合せ
- (4)各市町村防災行政無線（林野火災警報のみ）

